

令和7年10月24日

お知らせ

課 名	人権・男女共同参画課
担 当	桑原 ・ 出宮
内 線	2911・2913
直 通	086-226-0553

令和7年度第2回岡山県男女共同参画審議会を開催します

県では、男女共同参画に関する重要事項についての調査審議等を行うため、有識者、学識経験者及び公募県民で構成する「岡山県男女共同参画審議会」を設置しています。

令和7年度第2回会議を次のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和7年10月31日（金） 13：30～15：30

2 場 所

きらめきプラザ6階 ウィズセンター会議室（岡山市北区南方2-13-1）

3 議 題

- （1）第6次おかやまウィズプラン（素案）について
- （2）「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定素案について

4 その他

- （1） 会議は原則として公開します。
- （2） 傍聴人数は5人（先着順）とします（報道関係者を除く）。
- （3） 傍聴受付は13時10分から13時25分まで会場入口において行います。
定員になり次第、受付を終了します。
- （4） 会場内に報道席を設けています。

岡山県男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

任期：令和6年4月1日から2年間

氏 名	職 業 等	備 考
相 原 洋 子	社会保険労務士	公募委員
黒 住 正 義	山陽新聞社論説委員	
笹 井 茂 智	岡山県議会議員	
佐 藤 千 津 子	岡山県婦人問題懇話会 副運営委員長	
宍 戸 圭 介	岡山大学学術研究院ヘルスケア統合科学専攻 ヒューマンケアイノベーション部門教授	
白 石 律 子	会計事務所職員	公募委員
中 塚 幹 也	岡山大学大学院保健学研究科・ 岡山大学ジェンダークリニック教授	
野 村 澄 子	岡山県商工会議所女性会連合会副会長	
廣 政 恵 介	日本労働組合総連合会岡山県連合会 青年委員会委員長	
藤 田 学	会社顧問	公募委員
前 田 多 嘉 子	会社員	公募委員
三 吉 孝 美	JA岡山県女性組織協議会会長	
山 下 美 紀	ノートルダム清心女子大学文学部教授	
山 本 康 世	心理カウンセラー	公募委員
横 田 藍 花	弁護士	

女性9名、男性6名 計15名

会議開催案内（公開）

岡山県男女共同参画審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

令和7年10月24日

岡山県男女共同参画審議会

1 開催日時

令和7年10月31日（金）13：30～15：30

2 開催場所

きらめきプラザ6階 ウィズセンター会議室（岡山市北区南方2-13-1）

3 議 事

（1）第6次おかやまウィズプラン（素案）について

（2）「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」
改定素案について

4 傍聴定員

5人

5 傍聴手続

（1）傍聴希望者は、上記の開催予定時刻5分前までに会場にお越しください。会場
で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。

（2）受付開始時間は、当日13時10分からです。

（3）傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了しますので御了承ください。

6 問合せ先

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県県民生活部 人権・男女共同参画課 男女共同参画班

TEL 086-226-0553

7 ホームページのアドレス

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/355/>

傍 聴 要 領

岡山県男女共同参画審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻 5 分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。